

「生命共済制度」会議所独自給付金 祝金の手続きについて

お祝金			
	成人祝金	結婚祝金	出産祝金
1. 種類	被保険者本人が20歳になった場合	被保険者本人が結婚した場合	被保険者本人もしくは配偶者が出産した場合
2. 給付金額	加入口数 3~5口 5,000円 加入口数 6~9口 10,000円 加入口数 10~15口 15,000円 加入口数 18~20口 20,000円		
3. 給付条件	一回だけの給付となります。	一回だけの給付となります。	その都度の給付となります。
	(1)申請の有効期限は発生日を含め <u>180日以内</u> とします。 (2)祝金受給時に継続加入中であること。		
	*発生日とは、成人祝金＝20歳の誕生日 結婚祝金＝婚姻日 出産祝金＝出産日		
4. 添付書類	運転免許証、健康保険証 身分証明書等のコピーで内容が確認できるもの	戸籍抄本、婚姻届提出時の受理証明書等のコピーで婚姻日が確認できるもの	戸籍抄本、母子手帳(出生届済証明欄)等のコピーで内容が確認できるもの
5. 手続	所定の申請書に事業主の証明を受け、事業主が請求手続をします。		
6. 支払日	給付金の支払日は、毎週月曜日に締切り、木曜日に支払います。 *支払日が祝日の場合は、翌営業日に支払います。		
7. 支給方法	掛金引去口座に振り込みます。		

◆送付先

〒231-8524

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル8階
横浜商工会議所 会員サービス部 共済課行

◆お問い合わせ先
045-671-7412